

議第8号

高山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

高山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年3月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

被災地支援業務手当を支給するため改正しようとする。

高山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

高山市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和53年高山市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
種類	手当の支給を受ける職員	手当の額	種類	手当の支給を受ける職員	手当の額
(1)の部・(2)の部（略）			(1)の部・(2)の部（略）		
(3) 医師手当	アの項～ウの項（略）		(3) 医師手当	アの項～ウの項（略）	
	エ 特別加算	市長が別に定める額		エ 特別加算	市長が別に定める額
(4)の部～(6)の部（略）			(4) 被災地支援業務手当	異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、本市の区域以外の地域における災害応急対策、災害復旧等の支援であって、市長が定める業務に従事した職員	1日 1,080円（当該業務が夜間に行われた場合にあっては、当該額に10分の50に相当する額を加算した額）を超えない範囲内で市の規則で定める額
(4)の部～(6)の部（略）			(5)の部～(7)の部（略）		

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の別表(4)の部の規定は、令和6年1月1日から適用する。